第3期新得町地域福祉計画



令和3年3月

新 得 町

目 次

第1章 地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画	
1 地域共生社会の実現	1
(1) 地域共生社会が必要とされる背景	1
(2) 地域共生社会の実現に向けて	1
2 地域福祉計画の基本的な考え方	2
(1)地域福祉とは	2
(2)地域福祉計画とは	2
(3)公助・共助と互助・自助の連携・連動	2
(4)まちづくりと地域福祉の推進	3
3 計画の位置付け	4
(1)計画の法的根拠	4
(2)各種計画との関係	4
4 計画の期間	5
5 地域福祉に関する法律・制度等の動向	5
(1)社会福祉法の一部改正	5
(2)「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置	5
(3)生活困窮者自立支援制度への対応	6
(4)成年後見制度利用促進法の成立	6
(5)防災基本計画の修正	6
(6)自殺総合対策大綱の見直し	6
(7)児童福祉法等の改正	6
第2章 新得町の現状	
1 統計から見た町の現状	7
(1)人口・世帯の状況	7
(2)産業構造	7
(3)高齢者の状況	8
(4)障がい者の状況	9
	11
(6)生活保護に関する状況	12
# 0 # 1 T 0 # 1 # 1 # 1 # 1	
第3章 計画の基本理念と基本目標	
	13
2 基本目標	13
3 施策の体系	15
第4章 施策の展開	
◆基本目標1◆ 助け合い、支え合う地域づくり	17
◆基本目標2◆ 地域福祉の担い手づくり 2	21

◆基本目標3◆ 安心して暮らせる仕組みづくり	24
◆基本目標4◆ 社会参加に向けた環境・ネットワークづくり	29
―――――――――――――――――――――――――――――――――――――	
第5章 地域福祉計画推進の基盤づくり	
1 町民、事業者、行政の協働による計画の推進	
(1)町民、事業者、行政の役割分担	33
(2)社会福祉協議会との連携	33
(3)地域福祉活動の育成・支援	33
(4) 社会福祉協議会、ボランティア・NPO・社会福祉法人の活動支援	34
2 地域福祉推進体制の整備	34
(1)地域福祉計画推進委員会の設置	34
(2)地域福祉計画庁内調整会議の開催	34
3 計画の普及啓発と実践	34
(1)計画の普及啓発	34
(2)計画の展開と実践	34
(3)情報共有の推進	35
4 計画の評価と見直し	36
(1)計画の評価・進行管理	36
(2)計画の見直し	36
1 新得町成年後見制度利用促進基本計画	37
2 町民アンケート集計結果	41
3 策定委員会メンバー	47

第1章 地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画

1 地域共生社会の実現

(1) 地域共生社会が必要とされる背景

高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々が暮らしていくうえでの課題は、様々な分野の課題が絡み合って「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。

例えば、高齢の親と無職独身や障がいがある50代の子が同居することによる問題(8050問題) や介護と育児に同時に直面する世帯(ダブルケア)の課題など、解決が困難な課題が浮き彫りになっています。

これらは、介護保険制度、障がい者支援制度、子ども・子育て支援制度など単一の制度のみでは解決が困難な課題であり、対象者別・機能別に整備された公的支援についても、課題を世帯としてとらえ、複合的に支援していくことなどが必要とされています。

一方、少子高齢・人口減少という国及び地域が抱えている大きな課題は、国全体の経済・社会の存続の危機に直結する大きな課題であるといえます。人口減少により多くの地域では社会経済の担い手の減少を招き、地域の活力や持続可能性を脅かす課題を抱えています。

人口構造の推移を見ると、2025年以降、「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に局面が変化します。2025年以降の現役世代の人口急減という新たな局面における課題への対応が必要であり、社会の活力維持向上をどのように図るかが社会保障改革においても課題となっています。これらの社会構造の変化などを背景として、地域・家庭・職場といった生活の様々な場において、支え合いの基盤が弱まってきています。暮らしにおける人と人のつながりが弱まる中で孤立し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかないことなどにより、課題が深刻化しているケースが増えています。

そこで、暮らしにおける人と人のつながりを再構築することで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。また、人口減少を乗り越えていく上で、社会保障や産業などの領域を超えてつながり、地域社会全体を支えていくことが、これまでにも増して重要となっています。

(2) 地域共生社会の実現に向けて

このような人々の暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、人々が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた体制整備などがすすめられています。

地域共生社会の実現は、制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題(複合的課題、制度の狭間など)の存在や社会的孤立・社会的排除への対応、また、地域の「つながり」の弱まりや地域の持続可能性の危機などの諸問題に対応するため、『公的支援』と『地域づくり』の仕組み、双方の転換を目指すものです。

2 地域福祉計画の基本的な考え方

(1)地域福祉とは

私たちの住んでいる町にも、介護を必要とする高齢者や障がい者、子育てや介護で悩む家族など、自立して安定した生活を送るために、さまざまな形で支援を必要としている人々がいます。また、ひとり暮らしで話し相手のいない人や悩みや不安を多く抱える人もいます。本町では、このような人々の生活を支援するために、福祉施策の充実に努めてきましたが、全ての地域住民、一人ひとりの多種多様なニーズに必ずしも十分に応え切れていないのが現状です。

そうした状況に対応するために必要となるのが、地域住民同士の支え合いの関係を構築することです。すべての人が住み慣れた家庭や地域の中で、同じ社会の一員として認め合い、その人らしく、安心した生活が送れるよう、個人・家庭、地域・団体等とともに、行政が、協働して自分たちの住む地域を暮らしやすくする取り組みを進め、「共に生き、支え合う社会」(共生社会)をつくること、それが「地域福祉」です。

(2) 地域福祉計画とは

地域に住むだれもが安心して、その人らしく生活できるよう、日常生活の様々な問題解決のために、個人・家庭、地域・団体·民間事業者、行政がそれぞれに取り組むべきことを年齢、性別、障がいの有無などの枠を越えて、総合的に計画化していくのが「地域福祉計画」です。

この計画は、社会福祉法において、市町村を単位として策定することが求められており、今後の地域福祉計画は、地域共生社会の実現を目指した地域福祉の推進計画であるとの基本的な考えのもとに取組をすすめることが求められています。

(3) 公助・共助と互助・自助の連携・連動

地域社会の変容により、多様化・複雑化した生活上の問題や課題が顕在化する一方で、行政の 福祉サービスによる従来の「社会福祉」のスタイルだけでは解決や緩和ができないケースが増加 してきています。

社会福祉法が施行されてからは、今までの分野別福祉の視点と併せて、住んでいる「地域」に基盤を置き、行政による公助や社会保険制度による互助だけではなく、各個人や家庭の自助および地域住民やボランティア団体などが協働し、生活課題の解決や緩和を図る互助と連携・連動する「地域福祉」の視点が重要です。

■公助・共助と互助・自助の連携・連動のイメージ

自分のことを自分でするセルフケアサービスの自費購入	自助	互助 ・地域での助け合い・ボランティアなど
介護保険などの社会 保険制度	共助	・生活保護 ・障害者自立支援制度 ・人権擁護、虐待対策

(4) まちづくりと地域福祉の推進

平成27年に策定された第8期総合計画に基づき各種の施策を推進し、時々の課題に対応しながら、住民生活に必要な施策を取り進めています。総合計画のメインテーマを「人が集い 賑わいと 笑顔が広がり 未来につながるまち〜みんなが幸福なまちづくりをめざして〜」と定め、まちづくり施策を進める中で、とりわけ福祉のまちづくり推進は、その重要な要素となっており、町民が積極的に参画できる形で、一体的に地域福祉を推進していきます。

3 計画の位置付け

(1)計画の法的根拠

本計画は、社会福祉法第107条に規定されている「市町村地域福祉計画」に位置付けられるものです。

本町では、地域福祉の理念の普及に努めるため、平成25年に新得町地域福祉計画、平成28年に第2期の計画を策定してきましたが、地域福祉のさらなる推進を図るため、本計画を策定します。

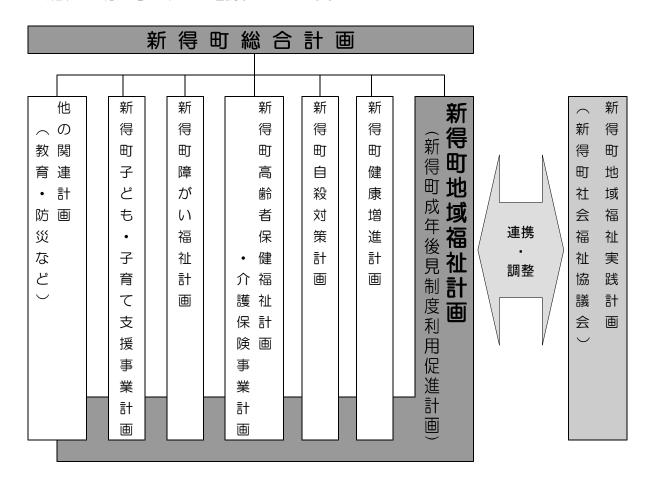
また、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用に関する施策についての基本的な計画」(成年後見制度利用促進基本計画)を包含したものとなっています。

※新得町成年後見制度利用促進基本計画は37ページに掲載しています。

(2) 各種計画との関係

本計画は、『新得町第8期総合計画』(平成28年度~令和7年度)を上位計画として、個別計画の「新得町健康増進計画、新得町自殺対策計画」、「新得町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「新得町障がい福祉計画」、「新得町子ども・子育て支援事業計画」などと整合性を図りながら、新得町の地域福祉を推進するための計画です。

また、新得町社会福祉協議会が策定する、自主的な福祉活動を中心とした行動計画「新得町地域福祉実践計画」と相互に連携するものです。



4 計画の期間

本計画の期間は、まちづくりの全体の基本指針となる総合計画(後期計画)の期間と合わせ、 令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

また、急速な地域情勢の変化、地域ニーズの多様化等に対応するため、計画策定後も継続的な点検活動を行うこととします。

5 地域福祉に関する法律・制度等の動向

(1) 社会福祉法の一部改正

地域福祉の推進の主体は「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者」の三者とするとともに、地域福祉の推進の目的は、「福祉サービスを必要とする住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように」と定められており、同法107条では、市町村による「地域福祉計画」の策定が規定され、平成30年度から努力義務化されました。

■社会福祉法(平成30年4月施行より一部抜粋)

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を 行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする住民が地域社会を構成する一員と して日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与 えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

- 第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。
- 1. 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4. 地域福祉に関する活動への住民の参加に促進に関する事項
- 5. 包括的な支援体制の整備に関する事項

(2)「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置

平成28年7月に、厚生労働省は地域共生社会の実現に向けた検討を加速させる「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置しました。

従来の制度・分野ごとの縦割りを超えて、地域住民や地域の多様な主体が地域の課題を「我が事」として考え、誰もが「支える人」であり「支えられる人」として、人と人、人と資源が世代や置かれた立場や状況等を超えて「丸ごと」つながることが、これから求められる「地域共生社会」の考え方となります。

(3) 生活困窮者自立支援制度への対応

平成27年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」により、生活困窮者対策と地域福祉政策との連携が求められています。生活困窮者は、様々な課題を抱えていることも多く、その課題解決のために、地域のあらゆる関係機関がネットワークを構築し、それぞれの強みを生かしながら役割分担を図りつつ、包括的な支援をすることが重要とされています。

また、生活困窮者の早期発見や、その生活環境の変化を把握するための見守りなどの間接的な支援は、地域住民相互の支え合いによる共助の取組が重要性を増しています。さらに、「支援する側と支援される側」という関係を固定的なものとせず、生活困窮者自らも地域社会の一員として積極的な役割を見出すという視点も重要と考えられています。

(4) 成年後見制度利用促進法の成立

平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」「不正防止の徹底と利用しやすさとの調和」がポイントとなっています。

新得町では、権利擁護コーディネーターの配置及び権利擁護包括支援体制整備協議会を設置し、 成年後見制度の整備を進めています。

(5) 防災基本計画の修正

防災基本計画は、災害対策基本法の規定に基づき、中央防災会議が作成する政府の防災対策に 関する基本的な計画です。

平成30年6月に「「逃げ遅れゼロ」の実現」等が追加され、要配慮者利用施設管理者等による 避難確保計画作成及び避難訓練実施が義務化されました。

新得町では平成26年に新得町地域防災計画を大幅に改定し、避難行動要支援者等の要配慮者 に関する計画などを追加しています。

(6) 自殺総合対策大綱の見直し

平成29年に新たな自殺総合対策大綱が閣議決定されました。新たな大綱では、基本理念として、自殺対策は社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で推進するものとすることが新たに掲げられました。

新得町では平成30年度に新得町自殺対策計画を策定し、対策に取り組んでいます。

(7)児童福祉法等の改正

令和元年6月の児童福祉法等の改正において、体罰等が許されないものであることが法定化され、令和2年4月に施行されました。改正法の施行を踏まえ、子どもの権利が守られる体罰等のない社会を実現していかなければなりません。

第2章 新得町の現状

1 統計から見た町の現状

(1)人口・世帯数の状況

人口、世帯数とも減少を続けております。また、少子高齢化も進行しており、65歳以上人口が0~15歳人口を各年とも上回っています。令和元年度末の65歳以上の人口比率(高齢化率)は、37.81%で、町民の4割弱が高齢者となっています。これは、全国平均の28.4%(R1.9現在)よりも約9.4%も高く、高齢化が進んでいる状況にあります。

核家族化と単身世帯の増加に伴い世帯規模の縮小も続いており、令和元年度末の平均世帯員数は、12年前から0.25人減少し、1.81人となっています。

【人口・世帯の推移】

	人口	0~1	15歳	16~	64歳	65歳	战上		平均世帯
	人人	実数(人)	比率(%)	実数(人)	比率(%)	実数(人)	比率(%)	世帯数	員数(人)
平成19年度	6,877	735	10.69	3,997	58.12	2,145	31.19	3,324	2.06
平成22年度	6,590	697	10.57	3,717	56.40	2,146	32.56	3,347	1.96
平成25年度	6,352	715	11.26	3,438	54.12	2,199	34.62	3,309	1.91
平成28年度	6,214	697	11.22	3,275	52.70	2,242	36.08	3,359	1.84
令和元年度	5,890	632	10.73	3,031	51.46	2,227	37.81	3,240	1.81

※平成19年度 0~14歳、15~64歳で集計(数値は各年度末)

(2) 産業構造

平成27年の就業人口は人口の56.0%となる3,298人であり、第1次産業が20.5%、第2次産業が14.8%、第3次産業が64.4%をそれぞれ占めており、福祉・観光などを含めた第3次産業の比率が高い点が特徴です。この、第3次産業は、福祉・観光・サービス業など、特に女性の就業先として重要な役割を果たしており、女性の就業者全体の約54.9%を占めています。

【產業分類別就業者数】

		総数		Ę	B	\$	Z
		実数(人)	比率(%)	実数(人)	比率(%)	実数(人)	比率(%)
総	数	3,298	100.0	1,921	100.0	1,377	100.0
第 1 次 産	業	675	20.5	424	22.1	251	18.2
農	業	607	18.4	366	19.1	241	17.5
林	業	67	2.0	57	3.0	10	0.7
水産	業	1	0.0	1	0.1	0	0.0
第 2 次 産	業	488	14.8	372	19.4	116	8.4
鉱	業	4	0.1	B	0.2	1	0.1
建設	業	200	6.1	176	9.2	24	1.7
製造	業	284	8.6	193	10.0	91	6.6
第 3 次 産	業	2,123	64.4	1,117	58.1	1,006	73.1
電 気 • ガス・水	道	57	1.7	55	2.9	2	0.1
運輸通信	業	130	3.9	109	5.7	21	1.5
卸 売 ・ 小 売	業	269	8.2	107	5.6	162	11.8
金融・保険	業	22	0.7	10	0.5	12	0.9
不 動 産	業	6	0.2	6	0.3	0	0.0
サービス	業	1,430	43.4	674	35.1	756	54.9
公	務	209	6.3	156	8.1	53	3.8
その	他	12	0.4	8	0.4	4	0.3

(平成27年国勢調査)

(3) 高齢者の状況

①高齢者

本町の高齢化率は既に見たように、全国平均よりも高い水準にあります。高齢化の進行とともに一人暮らしの高齢者が増加していることから、身体的な要介護状態にかかわらず、生活全般にわたる支援対策が必要であるといえます。

【高齢者世帯の状況】

		65歳以上	65歳以上のみの世帯数				
		単身世帯数うち在宅		夫 婦 世帯数	その他 世帯数		うち夫婦世帯数
平成19年度	1,530	596	441	570	364	1,071	_
平成22年度	1,545	665	508	570	310	1,146	480
平成25年度	1,589	730	569	565	294	1,213	467
平成28年度	1,644	788	624	567	289	1,307	500
令和元年度	1,602	796	633	551	255	1,034	487

(数値は各年度末)

②要介護・サービスの利用状況

令和元年度の要支援・要介護の認定者数は、老年人口(高齢者人口)の20.4%にあたる454人となっています。これは、平成28年度の452人からほぼ横ばいとなっており、介護予防施策の成果が出ていると推測されます。

【要介護認定者数】

	要支	を援		要介護				計
	1	2	1	2	3	4	5	<u> </u>
平成19年度	41	50	62	50	45	39	37	324
平成22年度	59	71	80	58	45	51	56	420
平成25年度	87	55	101	88	58	45	65	499
平成28年度	85	50	111	68	47	51	40	452
令和元年度	65	53	117	78	56	51	34	454

(数値は各年度末)

【在宅(介護予防)サービス利用状況】

(人)

(人)

	要支	支援		要介護				計	
	1	2	1	2	3	4	5	01	
平成19年度	17	25	42	27	24	9	8	152	
平成22年度	26	39	47	40	22	11	9	194	
平成25年度	36	30	62	55	23	12	7	225	
平成28年度	27	17	74	58	24	15	3	218	
令和元年度	18	17	69	54	19	11	4	192	

(数値は各年度末)

【施設介護サービス利用】

(人)

	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	計
平成19年度	44	12	2	58
平成22年度	50	11	2	63
平成25年度	56	17	0	73
平成28年度	45	15	1	61
令和元年度	38	9	0	47

(数値は各年度末)

③介護保険給付費の推移

介護保険給付費は、制度の改正等もあり一人あたりの給付費は増加しています。

【介護保険給付費の推移】

- <u>-</u>						
		件数(件)	給付額(千円)	1号被保 険者※数 (人)	1号被保険者一人あたり給付費※(円)	保険料 基準額* (円)
	平成19年度	12,480	385,230	2,079	185,295	44,400
	平成22年度	14,822	467,827	2,074	225,567	46,860
	平成25年度	17,229	571,184	2,128	268,413	55,440
	平成28年度	17,953	632,044	2,233	283,047	61,200
	令和元年度	16,707	653,981	2,233	292,871	67,200

(保険給付は3月~2月利用分)

※1号被保険者:65歳以上の被保険者

※給付費:介護サービス料金の介護保険会計支出分

※保険料基準額:各所得段階において介護保険料を決める基準となる金額

(4) 障がい者の状況

①身体障がい者手帳保持者

身体障がい者手帳所持者の部位別状況について、本町の大きな特徴として「聴覚・平衡機能」が多く、126名と全体の29.1%を占め、全国平均を大きく上回っています。

【身体障がい者手帳交付者(等級別)】

(人)

911111							.,,,,,
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
平成19年度	158	208	64	120	30	33	613
平成22年度	163	167	64	127	28	36	585
平成25年度	173	187	69	127	29	37	622
平成28年度	124	160	53	108	23	32	500
令和元年度	117	123	46	97	20	30	433

(数値は各年度末)

【障がい別身体障がい者手帳交付者】

(人)

	視覚	聴 覚 · 平衡機能	音声·言語	肢体不自由	内部	計
平成19年度	34	201	4	298	76	613
平成22年度	29	168	3	289	96	585
平成25年度	32	172	4	314	100	622
平成28年度	22	175	4	226	73	500
令和元年度	17	126	3	198	89	433

(数値は各年度末)

②療育手帳所持者

療育手帳所持者の状況では、約66.7%が中軽度(B)の状況となっています。知的障がい者の傾向としては、障がいの程度が大きく変動することは比較的少ないことから、今後においても同様の傾向が続くものと推測されます。

【療育手帳所持者数】

(人)

	重 度 (A)	中軽度 (B)	計
平成19年度	31	50	81
平成22年度	34	56	90
平成25年度	38	60	98
平成28年度	37	58	95
令和元年度	35	70	105

(数値は各年度末)

③精神障がい者保健福祉手帳所持者

精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況としては、毎年増加傾向であり、特に2級所持者が多い状況にあります。

精神障がい者の状況としては、手帳を所持していない方が多く生活されているものと推測されます。

【精神障がい者保健福祉手帳所持者数】

(人)

	1級	2級	3級	計
平成19年度	2	8	3	13
平成22年度	4	18	5	27
平成25年度	6	16	9	31
平成28年度	5	21	10	36
令和元年度	2	31	4	37

(数値は各年度末)

④障がい支援区分・サービス支給決定状況

障がい支援(程度)区分・サービス支給決定状況について、全体的な傾向としては、重度化している状況にあります。

認定者数については、新規の在宅サービス利用者の増加により増加しています。

【障がい支援(程度)区分認定者数】

1	1	1
(Λ.)
١	/ \	. /

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
平成19年度	17	30	13	5	1	2	68
平成22年度	4	15	35	13	12	21	100
平成25年度	0	8	18	14	12	26	78
平成28年度	0	10	9	22	6	27	74
令和元年度	0	9	19	27	6	27	88

(数値は各年度末)

【障がい福祉サービス支給決定者数】

(人)

	障が	い者	障がい児	計	
	在宅施設		在宅		
平成19年度	60	48	4	112	
平成22年度	80	36	7	123	
平成25年度	118	66	2	186	
平成28年度	114	59	0	173	
令和元年度	132	66	1	199	

(数値は各年度末)

(5) 子どもの状況

①出生の動向

子どもの出生率については、減少傾向で推移しています。平成28年度には上向きの傾向が見られたものの、それ以降は少子化の傾向にあります。

【出生数】

	出生数(人)	人口(人)	出生率(‰)	合計特殊出生率
平成19年度	36	6,877	5.23	1.2843
平成22年度	41	6,590	6.22	1.3341
平成25年度	43	6,352	6.76	1.1632
平成28年度	44	6,214	7.08	1.6450
令和元年度	34	5,890	5.77	1.4953

(数値は各年度末)

②幼稚園・保育所等の利用状況

幼稚園・保育所等の利用状況では、共働き家庭の増加により「新得保育所」の利用者が増加傾向にあります。

【幼稚園・保育所等の利用状況】

(人)

25 TECE 18(15) 7 5 15 15 16 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18					
	新得幼稚園	新得保育所	屈足保育園	へき地保育所	計
平成19年度	70	74	38		182
平成22年度	61	66	36		163
平成25年度	49	86	33		168
平成28年度	49	110	36	5	200
令和元年度	25	121	36	3	185

(数値は各年度末)

③子育て支援サービス

各施設の利用状況では、子どもの数の減少もあり減少傾向にあります。

【子育てサービスの利用状況】

(人)

	なかよし児童館	かしわ児童クラブ	子育て支援センター	発達支援センター
平成19年度	11,268	5,724	3,704	245
平成22年度	12,780	4,730	8,282	930
平成25年度	13,576	5,558	6,201	1,142
平成28年度	12,612	6,064	6,006	1,070
令和元年度	10,805	3,554	3,574	962

(数値は各年度末)

④支援児童の状況

支援児童の状況では、全体の利用者数は横ばいとなっていますが、小、中学生の利用が増加傾向にあります。

【支援児童数】

(人)

	幼児	小学生	中学生	高校生	計
平成19年度	20	13	1	l	34
平成22年度	59	14	2	l	75
平成25年度	53	25	5	3	86
平成28年度	35	29	15	1	80
令和元年度	27	38	12	2	79

(数値は各年度末)

(6) 生活保護に関する状況

生活保護世帯の状況としては、平成28年度より4世帯減少していますが、保護率は約15%で十勝管内の平均を上回っています。

【生活保護受給世帯数・人員】

	被係	え 護	保護率(‰)		
	世帯数	人員(人)	新得町	管内町村平均	道内平均
平成22年度	51	62	9.3	11.6	
平成25年度	55	68	9.4	12.1	20.0
平成28年度	49	61	10.4	12.3	19.4
令和元年度	45	48	15.2	12.4	18.7

(十勝総合振興局調べ 数値は各年度末)

※資料の引用元について、特に記載がない場合は「新得町事業概要」より引用している。

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 基本理念

地域においては、共に生活する住民同士が互いに認め合うことがまず必要です。

認め合い、尊重し合うことが共に暮らすノーマライゼーションを踏まえた地域づくりのスタートとなります。そこから支え合いの活動が生まれ、一人ひとりの個性を尊重した幸せな地域生活の実現に向けた歩みが始まります。笑顔の絶えない、生き生きとした地域共生社会をみんなで創造していくことを目指して、基本理念を次のように描きます。

地域で支え合う 住みよいまち 新得町

~だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくり[,]

2 基本目標

基本理念「地域で支え合う住みよいまち新得町」の実現を目指し、次の基本目標と主要施策を設定します。

基本目標1 助け合い、支え合う地域づくり

共に支え合う地域づくりを実現するため、町民が主体となった地域福祉活動を展開するとともに、地域福祉活動拠点や、災害時における避難行動要支援者の避難態勢の整備を図ります。また、社会福祉協議会との連携強化を図り、助け合い、支え合う地域づくりを進めます。

施策の柱

- (1) 町民主体による地域福祉活動の展開
- (2) 地域交流、地域福祉活動の拠点整備
- (3) 災害からの避難行動要支援者の避難支援

基本目標2 地域福祉の担い手づくり

互いに助け合い、支え合う地域活動は、だれもがその担い手として地域に関心を持ち、自らできることに取り組むことが求められます。そこで子どもから大人まで福祉に対する認識が深められるように、ボランティア活動や高齢者との交流、学校における福祉教育などの機会の充実に努めるとともに、ボランティアの育成や活動の場づくりに取り組みます。

施策の柱

- (1) 自立した地域社会を目指す豊かな福祉意識の醸成
- (2) ボランティア活動の積極的な展開

基本目標3 安心して暮らせる仕組みづくり

何らかの支援が必要になっても、地域で安心した生活が送れるよう、各種の福祉サービスを有効に活用する仕組みとして、だれもが適切に福祉関連の情報を入手できる体制を整えるとともに、 身近な地域で必要なサービスを利用できる体制の整備、福祉サービスの提供体制の充実を図ります。

施策の柱

- (1) だれもが適切に情報を入手できる体制の整備
- (2) 身近な地域で必要な福祉サービスを利用できる体制の整備
- (3) 福祉サービス提供体制の充実
- (4) 権利擁護の推進

基本目標4 社会参加に向けた環境・ネットワークづくり

高齢者や障がい者をはじめ、誰もが安全で快適に暮らせる環境を創出するため、公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン推進等の整備、交通手段の確保、また、年齢や障がいの有無にかかわらず、豊かな人生を住み慣れた地域で送れるよう就労、社会参加の促進や地域住民自身の知恵と力を活かした地域産業との連携を進めます。

施策の柱

- (1) 快適で利用しやすい施設、住宅環境の整備
- (2) 地域における交通手段・除雪体制の確保
- (3) 就労・社会参加の促進
- (4) 地域産業との連携

社会福祉協議会が策定する『地域福祉実践計画』と施策の方向性を同じにするため、第2期計画の基本目標を踏まえながら、次のとおり基本目標を見直しました。

第2期 地域福祉計画

- 1 みんなの暮らしをみんなで支えよう!
- 2 暮らしを支えるサービスを上手に利用 しよう!
- 3 人にやさしい生活・社会環境をつくろう!
- 4 いきいきとした活力にあふれた地域を つくろう!



第3期 地域福祉計画

- 1 助け合い、支え合う地域づくり
- 2 地域福祉の担い手づくり
- 3 安心して暮らせる仕組みづくり
- 4 社会参加に向けた環境・ネットワーク づくり

3 施策の体系

基本目標1 助け合い、支え合う地域づくり

- (1) 町民主体による地域福祉活動の展開
 - ①地域での支え合いネットワークの構築
 - ②町民活動の育成と基盤づくり
- (2) 地域交流、地域福祉活動の拠点整備
 - ①地域交流サロンの整備
 - ②地域福祉活動の拠点整備
- (3) 災害からの避難行動要支援者の避難支援
 - ①災害時住民支え合い体制の確立
 - ②防災活動の促進
 - ③災害発生後のボランティア受け入れ体制の整備

基本目標2 地域福祉の担い手づくり

- (1) 自立した地域社会を目指す豊かな福祉意識の醸成
 - ①人権意識の啓発
 - ②学校教育における福祉教育の推進
 - ③地域や家庭における福祉教育の活性化
- (2) ボランティア活動の積極的な展開
 - ①ボランティア人材の発掘と養成
 - ②ボランティアのコーディネート機能の充実
 - ③ボランティア活動の基盤整備

基本目標3 安心して暮らせる仕組みづくり

- (1)だれもが適切に情報を入手できる体制の整備
 - ①利用者に配慮した情報提供の推進
 - ②福祉関連事業者の情報公開の促進
- (2) 身近な地域で必要な福祉サービスを利用できる体制の整備
 - ①相談しやすい体制の整備
 - ②地域における福祉ニーズの把握
- (3) 福祉サービス提供体制の充実
 - ①ケアマネジメント体制の整備
 - ②包括的な支援体制の整備
 - ③福祉サービス施策の推進
 - ④自殺対策施策の推進
 - ⑤福祉、介護人材の育成・確保
- (4)権利擁護の推進
 - ①成年後見制度の周知・利用促進
 - ②日常生活自立支援事業の推進
 - ③虐待発見・保護・防止体制の充実

基本目標4 社会参加に向けた環境・ネットワークづくり

- (1) 快適で利用しやすい施設・住宅環境の整備
 - ①公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン推進
 - ②住宅環境の向上
- (2) 地域における交通手段・除雪体制の確保
 - ①交通バリアフリーの推進
 - ②コミュニティバスシステムの充実
 - ③福祉除雪体制の充実
- (3) 就労・社会参加の促進
 - ①高齢者・障がい者・母子父子家庭等の就労支援
 - ②社会参加の促進
- (4) 地域産業との連携
 - ①観光・商業振興等施策との連携
 - ②買い物弱者等の支援の検討

第4章 施策の展開

基本目標1 助け合い、支え合う地域づくり

(1) 町民主体による地域福祉活動の展開

現状と課題

- ・地域では「向こう三軒両隣」の意識が薄れつつあり、町内会の加入も低くなっています。一方で現代の多種多様化する福祉ニーズや地域の福祉課題に対して、地域住民同士の支え合い、見守り合い、助け合いを基本とした地域力で解決していくことが求められています。そのような中、本町では生活支援コーディネーターの配置及び生活支援体制整備事業協議体を設置し、住民同士の支え合い活動の促進や困りごとの把握、解消等に努めています。
- ・社会福祉協議会も地域において町民参加の地域福祉活動を展開していますが、さらに活動を発展するために組織・団体間の連携を図り、地域の組織力、福祉力を高めることが必要となっています。
- ・また、町内会、民生委員協議会、社会福祉法人、NPO、ボランティア団体など様々な地域福祉関連の組織・団体が連携・相互補完することによって、より大きな効果も期待されます。様々な主体が支え合う地域ネットワークの構築を進め、地域の情報や人材・技術等における交流を促進し、効率的・効果的な地域福祉の向上を図ることが必要です。
- 新型コロナウイルス等の感染症流行下においては、新北海道スタイルなどの新しい生活様式を実践しながらの地域福祉活動が必要となってきます。

今後の取り組み

◆町の取り組み	
施策の狙い	施策の内容
①地域での支え合	・福祉活動の体制整備促進に向け、各サロン、福祉団体、老人クラブ
いネットワーク	団体等の活動体制の整備を図ります。
の構築	 ・本計画と連携し、より具体的な地域福祉事業の推進を図るため、社会福祉協議会が策定する地域福祉実践計画の策定を支援します。 ・民生委員児童委員による地域の見守り活動の充実を促進します。 ・地域での支え合いのネットワーク形成及び孤立死防止対策推進のため各種の活動主体による情報の共有化について進めます。 ・地域関連団体が地域の福祉資源を有効に活用し、相互に連携・協力し合えるよう、活動への支援と団体相互の交流を促進します。 ・地域福祉活動の活性化と活動調整を図るため、コーディネート機能の充実を図ります。 ・生活支援体制整備事業協議体活動及び町内会支え合い事業を促進し
	ます。
②町民活動の育成	・多様な町民活動の育成を図るため、特色ある取組を支援します。
と基盤づくり	・地域活動の人材の発掘とリーダーの養成に向けた研修機会の創出を

図ります。

- 町民活動の促進·調整機能の充実と、行政施策との連携を促進します。
- ・ボランティア・NPO活動についての町民の理解・参加促進がされるよう活動情報提供の充実に努めます。

◆地域や住民の取り組み

- ・町内会や民生委員・児童委員の活動に興味や関心を持ちましょう。
- ・町内会、民生委員・児童委員や福祉活動をしている人や団体に協力しましょう。
- ・新型コロナウイルス等の感染症流行下においては、新北海道スタイルなどの新しい生活様 式を実践のうえ、活動しましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・地域福祉実践計画を策定します。
- 地域福祉に係わるコーディネーターの育成に努めます。

(2) 地域交流、地域福祉活動の拠点整備

現状と課題

- ・町民のボランティア活動や地域活動への関心は高いものと考えられます。こうした町民の力を、 地域福祉の担い手として結びつけることができることが可能となれば、地域福祉の推進につな がると期待されます。
- 本町では、社協の「ボランティアセンター」において、町民活動の支援を行っています。また、町内においては、公民館や学校施設、保健福祉センター等の施設がありますが、地域の拠点的なものから、だれでも気軽に立ち寄れる施設など、活動の規模に応じた地域福祉の拠点整備が求められています。
- 地域交流サロンや地域福祉活動の拠点を整備することは、地域住民が自主的かつ継続的に活動する上で必要であり、住民相互の交流、住民意識の高揚を図る場としても期待されます。また、地域内に点在する空き家や空き店舗等の有効活用するなど、その必要性や地域の実情を考慮しながら、町民主体の福祉のまちづくりを支援する総合的な環境を整備する必要があります。

今後の取り組み

主要施策	施策の内容
①地域交流サロン	年齢や障がいの有無に関係なく誰もが、いつでも気軽に集える場所
の整備	を確保することにより、地域における「仲間づくり」、「情報交換の
	場」、「孤独感の解消」を図ります。
②地域福祉活動の	・高齢者や障がい者等が地域で暮らし続けられるよう公民館、保健福
拠点整備	祉センター、集会所及び空き屋店舗等を有効に活用して、地域福祉

活動の拠点の整備充実に努めます。

◆地域や住民の取り組み

・地域交流サロンに出かけ、交流の機会を増やしましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

・サロンの充実・強化、また住民活動や団体活動への参加や支援を推進します。

(3) 災害からの避難行動要支援者の避難支援

現状と課題

- ・ひとり暮らしの高齢者、障がい者、要介護者などの避難行動要支援者や妊産婦や乳幼児などの 災害弱者(以下、「要支援者」)に対して、災害等緊急の事態が発生したときの対応を迅速に 行うため、日ごろから隣近所で目配りするなど、地域での見守り活動を促進する必要がありま す。
- ・救急医療については、緊急度に応じた救急医療機関が設けられ、暮らしの安心を支えています。 また、緊急・災害時は広域避難場所を確保し、災害状況に応じて避難場所へ避難することになりますが、要支援者の避難支援体制を整備しておくことが重要です。
- ・災害が発生した場合、初期対策として、身近な地域での自主的な救援活動ができるよう、地域での自主的な防災体制の整備が求められています。特に、要支援者に対しては適切な対応を必要とすることから、災害時に備えた町内会や自主防災組織の防災訓練を支援することも必要で、個人情報の保護に留意した上で、対象者に関する情報の共有化も必要です。
- ・また、地震・洪水等の災害が発生した場合、ボランティアによる救援活動は重要な役割を果たします。こうした点から、さまざまな分野のボランティアの受入を効果的に行える体制の整備が必要です。

今後の取り組み

主要施策	施策の内容
①災害時住民支え	・災害時避難行動要支援者情報の適切な収集・管理を図るとともに、
合い体制の確立	協力機関が適切な対応をとれるよう、個人情報の保護に配慮した情
	報の共有化を進めます。
	・要支援者の避難支援体制の確保に努めます。
②防災活動の促進	・町内会や地域における防災組織の整備を促進するとともに、防災訓
	練等の強化や災害時避難行動要支援者支援体制の整備を図ります。
③災害発生後のボ	・災害発生後の救護、避難生活支援等がボランティアの助力を得て円
ランティア受け	滑に行われるよう受け入れ体制の整備を図ります。
入れ体制の整備	

◆地域や住民の取り組み

- ・地域で見守るべき方(避難行動要支援者等)が誰なのか把握しましょう。
- ・防災訓練に参加しましょう。
- ・新得町防災メールに登録しましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

・災害発生時に、町との協定に基づきボランティアによる地域の活動が円滑に行えるよう、 町や関係機関と連携し、災害ボランティアセンターを設置、ボランティアの受入や派遣を 行います。

◆施策の成果指標(第8期総合計画(後期)より)

指標名	算出方法	現状値	目標値
自主防災組織率	防災活動に資する	0%	15.0%
	活動を行っている	(令和元年度)	(令和7年度)
	町内会の割合(人		
	ロベース)		
避難行動要支援者名簿	避難行動要支援者	6.6%	80.0%
の町内会等共有割合	名簿を共有してい	(令和元年度)	(令和7年度)
	る町内会の割合		

基本目標2 地域福祉の担い手づくり

(1) 自立した地域社会を目指す豊かな福祉意識の醸成

現状と課題

- ・共に支え合う、地域社会を実現させるためには制度や施設を充実させるだけではなく、「福祉の心」を育てることが大切です。地域福祉を推進するためには、子どもから大人まですべての町民一人一人の心の中に、優しさを育て、みんなが互いに相手に対する思いやりの気持ちを持つことが大切です。
- ・本町では、平成27年に障がい者条例が制定されるなど人権意識の啓発につながる取り組みを 推進しています。
- ・さらには、福祉意識の啓発を目的として、広報紙等を通じて福祉意識の啓発に努めていくとと もに、また、学校教育においても、児童生徒に対するボランティア活動などの福祉体験学習を 推進していく必要があります。
- 今後も、差別や偏見をなくしていく「心のバリアフリー」の実現を目指して、子どもから大人まで、だれもが地域福祉の担い手となれるよう、福祉への関心や理解を高めるための学習活動やボランティア活動、地域福祉活動、各種の交流活動の実施と参加促進を図る必要があります。

今後の取り組み

◆町の取り組み

施策の狙い	施策の内容
①人権意識の啓発	・広報紙やパンフレット等の活用による人権啓発活動を推進します。
②学校教育におけ	・こどもたちが将来の地域福祉の担い手となれるよう、小中学校にお
る福祉教育の推	ける福祉体験学習の充実を図ります。
進	
③地域や家庭にお	・地域の人材を活用し、福祉に関する学習機会の提供を図ります。
ける福祉教育の	・高齢者と幼児、児童など世代間交流の促進を図ります。
活性化	・地域での福祉教育の充実のため、出前講座等学習機会の充実に努め
	ます。
	・障がいや疾患(化学物質過敏症など)等を原因とする差別や暮らしづ
	らさのへの理解促進を図るため情報発信に努めます。【新規】

◆地域や住民の取り組み

- ・講座、研修会等に参加しましょう。
- ◆社会福祉協議会の取り組み
 - ・出前講座等への講師の派遣協力をします。

(2) ボランティア活動の積極的な展開

現状と課題

- ・地域で何らかの支援を必要としている人を支えていくためには、ニーズに対応した福祉サービスが適切に提供されることが必要です。福祉サービスを担うのは、地域住民やサービスを提供する民間事業者、行政機関などであり、それぞれが十分に役割を果たすためには、福祉活動を担う人材の発掘や育成をしていくことが重要になります。
- ・ボランティア活動には、気軽に参加できる活動から、高齢者、障がい者、児童等に福祉サービスを提供する専門的な活動までさまざまな活動領域があり、意欲ある住民が参加しやすい環境を整える必要があります。
- ・ボランティア活動を活性化していくためには、ボランティアを必要としている人とボランティア活動をしたい人とうまくつなげていくことが重要であり、両者をつなぐコーディネート機能の充実を図る必要があります。

今後の取り組み

◆町の取り組み

施策の狙い	施策の内容
①ボランティア人	・ボランティア養成講座の機会及び内容の充実に努めます。
材の発掘と養成	・誰もが身近にボランティア活動に参加できるよう、ボランティア活
	動の活性化を図ります。
②ボランティアの	・ボランティア活動がスムーズに展開するように、活動者と利用者を
コーディネート	つなぐコーディネート機能の充実を図ります。
機能の充実	
③ボランティア活	・保健福祉センター、社協を拠点とし、活動の支援・ネットワークの
動の基盤整備	整備等、関係者の連携を図るとともに情報交換の場をつくることに
	努めます。

◆地域や住民の取り組み

- 地域活動・ボランティア活動に興味を持ち、理解を深めましょう。
- ・ボランティア養成講座等に参加し、ボランティア活動を始めましょう。
- できることから地域活動・ボランティア活動に参加しましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・ボランティア活動を支援する相談体制やニーズの把握、コーディネート機能などボランティアセンターの充実を図ります。
- ・ボランティアに関する理解と関心を深めるため、講座等の開催や情報提供の充実により、 福祉活動の担い手を育成します。
- 地域福祉のリーダーとなる人材の発掘と育成を図ります。

◆施策の成果指標(第8期総合計画(後期)より)

指標名	算出方法	現状値	目標値
ボランティアセン	町ボランティアセ	153人	200人
ター登録者数	ンターの登録者数	(令和元年度)	(令和7年度)

基本目標3 安心して暮らせる仕組みづくり

(1) だれもが適切に情報を入手できる体制の整備

現状と課題

- 介護保険制度や障害者総合支援制度など、これらの制度では、サービス利用者がサービス提供者と対等な関係であることを基本とし、自らサービスを選択して直接契約によりサービスを受ける仕組みになっています。
- ・サービス利用者は自分に適したサービスを選択するため、速やかに適切な情報を入手できるよう配慮することが求められています。本町では、情報提供手段として、福祉の担当窓口及び広報紙や町のホームページなどを活用して町民への情報提供を行っています。
- 高齢者や障がい者、子育て支援を必要としている人など、福祉サービスを必要とする全ての人が、身近な地域において自分の意志のもとに、自由にサービスを選択し等しく安心してサービスを受けられるような仕組みづくりが求められています。

今後の取り組み

◆町の取り組み

主要施策	施策の内容
①利用者に配慮し	・有益な情報を正確、迅速に伝えるため、インターネット・ホームペ
た情報提供の推	ージを介した情報の提供を進めます。
進	
②福祉関連事業者	・介護保険事業者など、福祉関連事業者の情報が町民にわかりやすく
の情報公開の促	伝えられるよう広報の充実を図ります。
進	・福祉関連事業者の情報提供を進めるため、各福祉事業者による案内
	パンフレット等の整備を促進するとともに、情報を集約・一覧化し
	たパンフレットを作成します。

◆地域や住民の取り組み

- ・町、関係機関・団体等が発信する情報への関心を深めるとともに、情報を積極的に活用しましょう。
- 各団体は会員への情報提供を積極的に進めましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

- ・社協だよりを発行し、サービス等の情報を提供します。
- ・地域での相談や専門的な相談まで、関係機関や地域団体等の連携を強化し、ニーズに応じた支援を行います。

(2) 身近な地域で必要な福祉サービスを利用できる体制の整備

現状と課題

- ・住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、生活に関するさまざまな問題について 気軽に相談することができ、適切な福祉サービスをいつでも利用できることが重要です。
- ・本町においても、福祉の担当窓口のほか、地域包括支援センター等が専門的な支援を実施していますが、町民の相談のしやすさに配慮した窓口や、多様化した問題に対応するための各担当相互の連携強化が求められています。
- ・保健・医療・福祉サービスを必要としたときに、「どこに相談していいかわからない」という町 民の声があり、各種相談窓口の利用の際に情報提供に努めるとともに、社協や福祉関係機関等 との連携により、身近な地域で多様な相談ができる体制を整備することが必要です。
- ・地域においては、主に民生委員・児童委員が行政機関とのつなぎ役として相談支援活動を行っていきます。

今後の取り組み

◆町の取り組み

主要施策	施策の内容
①相談しやすい体	・誰もが、どのような事でも気軽に安心して相談することができる体
制の整備	制を整備します。
②地域における福	・各種計画策定時におけるアンケートや民生委員児童委員との連携に
祉ニーズの把握	よる福祉ニーズの把握を行い対応策を検討します。

◆地域や住民の取り組み

・サービス充実のための提言やアンケート依頼に積極的に回答しましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

・社会福祉協議会が実施する福祉サービスを、住民にわかりやすく周知し、適切なサービス 提供・支援につなげていきます。

(3) 福祉サービス提供体制の充実

現状と課題

- 契約による福祉サービスを選択するに当たっては、サービス利用者本人の意思が、最大限に尊重されることが求められるため、サービス利用者が不利益を受けることなく、サービス提供者と対等の立場で安心してサービスが受けられる仕組みが必要です。
- ・また、住民が抱える課題が複合・複雑化する中、新しい相談·支援体制のあり方を検討する必要があります。

- ・自殺の背景には精神保健上の問題だけではなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ等、様々なことが要因となっています。生きることの包括的支援により「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するため、地域における計画的な自殺対策の推進が求められています。
- ・サービスを必要とする高齢者や要介護者等が増加する中、介護職員や看護職員など福祉専門職 員の安定的な確保が求められています。

今後の取り組み

◆町の取り組み

主要施策	施策の内容
①ケアマネジメン	・要支援者・要介護者・障がい者に対する福祉サービス提供や生活支
ト体制の整備	援が有効に受けられるよう、地域包括支援センターなど、ケアマネ
	ジャーを配置する介護専門機関や各種福祉サービス事業者相互の連
	携・情報交換を促進し、ケアマネジメント体制の強化を図ります。
②包括的な支援体	・複合・複雑化した支援ニーズに対応し、包括的な支援体制を構築す
制の整備【新規】	るため、「断らない相談支援」、「参加支援」「地域づくりに向けた支
	援」を一体的に行うための事業の検討を図るとともに、地域の実情
	に応じた一体的な支援体制づくりを検討します。
③福祉サービス施	・地域における子育て支援施策(子ども・子育て支援事業計画)
策の推進	・地域における障がい者支援施策(障がい者福祉計画)
	・地域における高齢者支援施策(高齢者保健福祉計画・介護保険事業
	計画)
	・地域における健康増進施策(健康増進計画)
	・地域における生活者支援施策(生活困窮者支援)
④自殺対策施策の	・地域における自殺対策推進施策(自殺対策計画)
推進【新規】	
⑤福祉、介護人材	・高齢者や要介護者の増加に伴う介護需要の増加対応できるよう、介
の育成・確保	護職員等の確保に向けた取り組みを促進します。

◆地域や住民の取り組み

•各種計画の内容を理解し、施策、事業への協働を進めましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

• 福祉サービスや支援を必要とする時に、必要な情報を入手できるよう相談窓口をはじめ、 サービス情報等の提供に努めます。

◆施策の成果指標(第8期総合計画(後期)より)

指標名	算出方法	現状値	目標値
要介護認定率	65歳以上の人口から	21.2%	25.6%以下
	要支援、要介護認定の	(令和元年度)	(令和7年度)
	認定を受けた者の割合		
認知症サポーター	認知症サポーター養成	延べ1,390人	延べ1,450人
養成者数	講座受講者数	(令和元年度)	(令和7年度)

(4)権利擁護の推進

現状と課題

〇権利擁護

- 認知症高齢者や知的障がいや精神障がいのある方など判断能力が不十分な方々が地域において 安心して生活を送るためには、成年後見制度や日常生活自立支援事業をはじめとする権利擁護 にかかる支援が必要となります。
- ・しかしながら、現状では制度等の認知が十分とはいえず、制度利用が進んでいないといった状況となっており、今後、認知症高齢者の増加や知的障がい及び精神障がいのある方の地域生活移行の進展が見込まれる中、これらの方々を支援するための権利擁護体制の充実が重要な課題となってきます。
- ・本町では、地域において、権利擁護に関するサービスが提供できるよう体制の構築に向け検討を進めていきます。
- ※新得町成年後見制度利用促進基本計画は37ページに掲載しています。

〇虐待防止

- ・虐待への対応では、関係機関と連携し、児童や高齢者、障がい者の虐待防止や人権侵害の対応 を図るため、各種会議や研修会等を実施してきました。また、虐待事例が発生した際は、関係 者と連携して速やかに情報共有・実態把握を行い適切な対応に努めています。
- あらゆる差別や権利を侵害する要因の除去に努め、虐待や権利の侵害などがあれば、早期に対応していく体制が求められています。

今後の取り組み

▼ mj 0.7 fx • 7 /hi 0.7	
主要施策	施策の内容
①成年後見制度の	・中核機関を設置し、成年後見制度の周知、相談、利用促進を図ります。
周知•利用促進	・認知症の人、高齢者や障がい者等の権利を地域で守るための人材、
	市民後見人の育成と活動を推進するための体制整備を行います。
②日常生活自立支	・認知症の人や知的障がい者等、判断能力が十分でない方の権利擁護
援事業の推進	を図るため、日常生活自立支援事業の活用促進を図ります。
③虐待発見・保護	学校や児童相談所等関係機関との連携により、虐待を受けている児
・防止体制の充実	童を発見・保護する体制の整備を図ります。
【新規】	・高齢者や障がい者への虐待防止及び早期発見・対応を図るため、虐
	待に関する知識普及・啓発及び関係機関との支援体制を充実させま
	す。
	・法律に基づき、虐待のおそれがある家庭に対して必要な措置を行い
	ます。また、関係機関との連携のもと虐待防止を図ります。

◆地域や住民の取り組み

- ・お互いの人権を尊重し、成年後見制度を理解しましょう。
- ・市民後見人養成講座に参加しましょう。
- ・虐待を知った場合は、速やかに公的機関に知らせるようにしましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

・判断能力が不十分な方の金銭管理や福祉サービス等の利用支援に対して、日常生活自立支援事業により支援します。

基本目標4 社会参加に向けた環境・ネットワークづくり

(1) 快適で利用しやすい施設、住宅環境の整備

現状と課題

- ・平成18年に制定された「バリアフリー新法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)」に基づき、本町では、公共施設のバリアフリー化に努めてきています。
- ・また、住宅環境の整備については、高齢者や障がい者を含めて、だれもが安全で快適に生活で きるよう改善を促すことが必要です。

今後の取り組み

◆町の取り組み

▼ EJ 074X 7 IIII 07		
主要施策	施策の内容	
①公共施設等のバ	・不特定多数が利用する公共施設等の整備について、既存施設のバリ	
リアフリー化・	アフリー化を計画的に推進し、だれもが安心して利用できる施設環	
ユニバーサルデ	境を整えます。	
ザイン推進		
②住宅環境の向上	・高齢者や障がい者等が日常生活を安全で快適に過ごすことができる	
	よう、住宅のバリアフリー化についての情報提供を行い住宅改善の	
	促進を図ります。	

◆地域や住民の取り組み

・自宅の段差や障害物を解消し、必要な箇所に手すりを設置しましょう。

(2) 地域における交通手段・除雪体制の確保

現状と課題

- ・車椅子の利用者や介護を必要とする高齢者、重度の障がい者などが、行きたいときに行きたい 場所に移動することは、環境面から難しい状況にあります。
- ・町内では、高齢者・障がい者の移送サービス等が利用されていますが、こうしたサービスだけでは、その対応は十分とはいえない状況にあります。
- ・地域でだれもが安全に安心して自由に外出し、社会活動や生涯学習、レクリエーションに参加できるよう環境を整備することが求められています。駅前、商店街、公共施設周辺などの現状を高齢者や障がい者の視点から把握するため、道路の段差の解消、誘導用ブロックの適切な敷設などについて当事者の意見を取り入れることが必要です。

- ・本町では、新たな公共交通システムとして平成25年10月よりコミュニティバスが本格運行され、高齢者や障がい者等の社会参加の促進につながっています。
- 高齢者や障がい者等の除雪困難な者が冬期間もできる限り住み慣れた住まいで生活できるよう、福祉除雪体制の充実が望まれています。

今後の取り組み

◆町の取り組み

= <u>3 49 48 9 11 44 9</u>	
主要施策	施策の内容
①交通バリアフリ	・道路環境のバリアフリー化
ー化の推進	・公共交通システムのバリアフリー化
②コミュニティバ	・高齢者や障がい者等が積極的に外出し、社会参加できるよう、コミ
スシステムの充	ュニティバスシステムの充実を図ります。
実	
③福祉除雪体制の	・高齢者や障がい者等が住み慣れた住まいで生活できるよう福祉除雪
充実	体制の充実を図ります。

◆地域や住民の取り組み

- 除雪ボランティアに参加しましょう。
- ・除雪協力町内会に登録して除雪困難者を支援しましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

• 除雪サービス事業の体制を強化します。

(3) 就労・社会参加の促進

現状と課題

- ・平成27年に制定された障がい者条例の趣旨にも鑑み、年齢や障がいの有無等にかかわらず、 豊かな人生を住み慣れた地域で送ることができるよう就労支援を強化し、社会参加を促進する 必要があります。
- このため、障害者優先発注推進法に基づき、就労支援事業所等に対する支援を強化するとともに、町内の他の行政機関や地域の一般企業に対して理解と協力を求めていく必要があります。
- 障がい者の就労や社会参加を支援する、地域のボランティアの充実も今後さらに必要となります。
- ひきこもりの当事者は生きづらさや孤立の中で葛藤していることが考えられ、長期化すると家族にも影響を及ぼすだけではなく、再び社会と接点を持つことは簡単ではありません。そのため、早期に相談に繋げ自立した生活ができるよう、就労や社会参加への支援を行うことが重要です。
- 町民の自己実現や生きがいを見いだすため、社会教育への意欲を高め、参加を促進することは、

地域活動の活性化、社会福祉の向上につながると期待されます。

- ・また、社会教育は、高齢者や障がい者等が楽しみや生きがいを見いだす社会参加の機会となる ことから、受け入れ体制の整備が求められます。
- 高齢者の豊かな老後実現のために、その知識、経験を地域社会へ還元していくことも重要です。

今後の取り組み

◆町の取り組み

* 3 - 2 - 5 (2) (A - 2)	
主要施策	施策の内容
①高齢者・障がい	・地域において働く意欲をもち、働ける能力のある高齢者や障がい者
者•母子父子家	などに対して、働く場を確保するため、民間企業に雇用促進を働き
庭等の就労支援	かけていくほか、シルバー人材センターとの連携による就労機会の
	充実、就労支援事業所及び地域活動支援センターの充実による就労
	機会及び社会参加の充実、関係機関による職能開発、就職相談・紹
	介等の充実を促進します。また母子父子家庭の自立を図るための就
	労支援の充実を促進します。
②社会参加の促進	・高齢者や障がい者などの社会参加を促進するため、移動・交通手段
	確保などの社会環境の整備や福祉教育活動や地域活動等の受け皿の
	充実に合わせて、当事者の社会参加意欲の向上やボランティアによ
	る外出支援などの促進に努めます。
	・ひきこもりの実情を把握し、早期の社会参加を支援します。【新規】
	・高齢者及び青少年の地域における福祉教育活動への積極的な参加を
	促すとともに、公民館等で実施している各種講座やイベントなど、
	多様なニーズに合わせた内容の充実に努めます。
	・高齢や障がいのために、社会教育機会が閉ざされている人が積極的
	に学習活動に取り組めるよう、受け入れ体制の整備を図ります。

◆地域や住民の取り組み

- ・家に閉じこもらずに、さまざまな地域活動に参加しましょう。
- 企業等は高齢者、障がい者の就労機会の拡大に努めましょう。
- 公民館等で行われている各種講座やイベントに参加しましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

- 介護予防教室、サロンにおける高齢者と子どもの交流活動を促進します。
- ボランティア協力校として活動を深める支援を行います。

(4) 地域産業との連携

現状と課題

- 本町は、観光業など、豊かな地域資源を活用した産業が発展しており、地域産業の活性化は地域福祉の向上にも深くかかわっています。
- こうした認識から地域商業の活性化や観光と連携した地域活動について、協働·地域福祉の視点から支援、育成していくことも重要です。
- ・企業との連携により、高齢、運転免許証返納や農村地区に居住している等の理由により、普段 の買い物に不便を感じている住民を支援する仕組みが必要です。

今後の取り組み

◆町の取り組み

主要施策	施策の内容
①観光・商業振興	・観光産業や地域商業等の活性化が地域福祉の向上に結びつくよう、
等施策との連携	地域の祭りや各種イベント等の開催を支援するとともに、より多
	くの人々が訪れ、親しまれるようなイベント等の企画支援を図り
	ます。
②買い物弱者等の	・高齢、運転免許返納や農村地区に居住している等の理由により買
支援の検討【新	い物に行くのが困難な町民(買い物弱者)への支援を検討します。
規】	

◆地域や住民の取り組み

- ・地域の各種イベントに行ってみましょう。
- ・近所の買い物に困っている方へ協力をしましょう。

◆社会福祉協議会の取り組み

• 地域課題について協議体委員と協議し、地域住民を支援する仕組みづくりを検討します。

第5章 地域福祉計画推進の基盤づくり

本計画を適切に推進するために、町民、事業者、社協および行政の協働のもとで推進体制を整備 し、各事業の実施状況を把握・評価しながら適宜改善と見直しを行っていきます。

1 町民、事業者、行政の協働による計画の推進

(1) 町民、事業者、行政の役割分担

地域福祉を推進していくためには、地域福祉活動が町民によって担われ、それを社協や行政が、町民による活動から提起されるニーズに基づいて支援していくことが基本となります。だれもが安心して暮らすことができる地域社会を実現するために、町民、事業者、そして行政が互いに協働し、それぞれの役割を果たしながら一体となって、総合・長期的な視点から本計画に取り組み、推進していくことが重要です。

①町民の役割

町民一人ひとりが地域社会の構成員の一員であるという自覚を持ち、地域福祉向上に対する 意識を高めることが大切です。

今後は、地域福祉の担い手として福祉施策に対する意見を表明したり、自らボランティアなどの社会活動に積極的かつ主体的に参加したりするといった役割が求められます。

②事業者の役割

福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援を基本とするほか、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、さらに他のサービスとの連携に取り組むことが必要となります。

③行政の役割

地域福祉の推進にあたって、行政には町民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する責務があります。

そのために、地域福祉を推進する町民や関係機関・団体等の役割を踏まえながら、相互の連携・協力を図るとともに、町民ニーズの把握と地域の特性に配慮して、施策の推進に努めていきます。さらに、地域福祉への町民参加の機会の拡充を図るとともに、総合相談体制や地域福祉活動拠点の整備及び情報提供の充実を推進していきます。

(2) 社会福祉協議会との連携

本計画の基本理念及び基本目標を達成するために、地域福祉活動への町民参加をはじめとして、計画のそれぞれの分野で社協が大きな役割を果たしていくことが期待されます。

したがって、社協が独自に策定する「地域福祉実践計画」と連携・連動しながら各種施策を 推進します。

(3) 地域福祉活動の育成・支援

①町民が主体となったまちづくり活動への支援

町民主体の地域福祉への取り組みや町づくり活動など、多様な町民活動の育成を図るため、 各種町民団体への情報提供や団体双互の連携を促進します。

さらに事業効果が高いと判断される特色ある取り組みについては、町独自の助成を行うなど、

新たな支援策を検討します。

②企業の地域福祉活動への参画促進支援

町内で事業を営む企業も重要な地域の担い手として位置付けられます。企業が地域福祉活動を 行う際、日頃から周辺住民との連携を強化しておくことは、企業にとっても望ましいと考えられ ることから、企業のまちづくり活動や地域福祉活動の参画促進に努めていきます。

(4) 社会福祉協議会、ボランティア・NPO・社会福祉法人の活動支援

①社会福祉協議会の活動支援

社協は、自ら地域福祉活動を行うとともに、町民による地域福祉活動やボランティア活動を支援するという重要な役割を担っています。したがって、行政としても地域福祉の推進のための社協の活動に対して、支援を行っていきます。

②ボランティア・NPO・社会福祉法人の活動支援

ボランティアやNPO、社会福祉法人の活動は町民生活にとって、きわめて公共性の強い活動と位置付けられます。また、町民双互のネットワーク構築が地域福祉を推進するうえで大変重要な要素であるといえます。こうした認識の上に立って、ボランティアやNPO等は主体的に活動する人々の活動を積極的に支援していきます。

2 地域福祉推進体制の整備

(1) 地域福祉計画推進委員会の設置

町民参加によって地域福祉を推進していくために、町民や社会福祉・地域活動団体などで構成する、町づくり推進協議会保健福祉部会を「地域福祉計画推進委員会(以下、「推進委員会」という。)」と位置付け設置します。

この推進委員会は、計画の推進・評価に関して必要な事項を調査、審議するなど、計画の進行管理の中心的な役割を担います。

(2) 地域福祉計画庁内調整会議の開催

計画に基づく施策を推進していくことを目的とし、福祉関係の高齢者・障がい者・児童等に関する計画との整合を図るとともに、福祉分野以外の施策との整合・連絡・調整を図るための「地域福祉計画庁内調整会議」を必要に応じ開催します。

3 計画の普及啓発と実践

(1)計画の普及啓発

本計画を広く普及啓発するために、概要版の全世帯への配布及び町広報のほか、さまざまな機会を通じて、町民に周知を図ります。また地域・団体へ出向いて行う「出前講座」を開催します。

(2)計画の展開と実践

本計画は、基本理念である「地域で支え合う住みよいまち新得」を目指し、その取り組みの

方向性を示したものです。

計画を実施するにあたっては、地域性や抱える問題が異なるため地区や地域の団体などにおいて、独自の方法で活動を展開していくことが必要な場合もあると考えられます。

こうした認識に基づいて、望ましい協働の関係や具体的な取り組みの例を示すなどしながら、 計画を効率的かつ効果的に実施していきます。

(3)情報共有の推進

本計画を実施し、その成果を随時評価していくためには、関連情報の公開を積極的に行うと同時に、成果指標に関連する統計資料などの整備を進めていくことが不可欠となります。

また、地域での支え合いのネットワークを構築していくため、行政の福祉関連情報および地域生活の実態等の情報、社協の地域福祉活動に関わる資料などを、個人情報の取り扱いに留意しながら、各種の活動主体が共有化できるよう整備をしていきます。

さらに、ボランティアやNPO、社会福祉法人の活動について、広報等を通じて町民に対する情報提供に努めていきます。

災害時等においては、地域住民や行政、関係機関が的確・迅速に対応できるよう、同様に個人情報の保護に配慮しつつ、情報を共有化します。

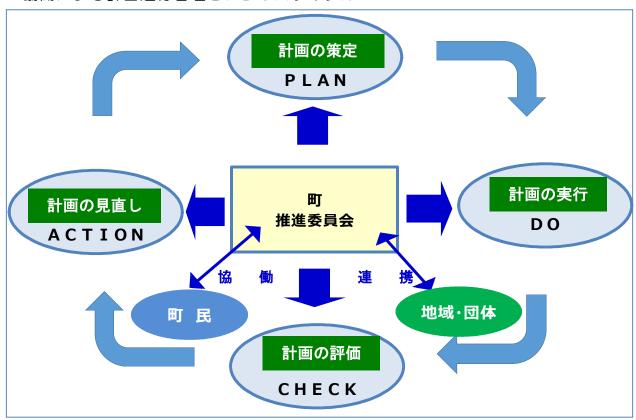
4 計画の評価と見直し

(1)計画の評価・進行管理

町民参加を得て組織される、推進委員会において、計画に対する評価手法を検討し、それに基づき計画の評価と進行管理を行います。なお、計画の評価結果などの情報については、町のホームページ等で公表していきます。

以下に、計画進行管理にかかわるPDCAサイクルのシステム概念図を示します。

■協働による計画進行管理とPDCAサイクル



(2)計画の見直し

推進委員会では、計画初年度に計画評価についての検討・決定を行い、翌年度から年次ごとの計画表評価活動を行うほか、あわせて計画推進にかかわる地域福祉活動の研究にも取り組みます。

計画の見直しは、総合計画と統合性を図るため、総合計画の見直しの年に行うこととします。計画の見直しに際しては、推進委員会が策定委員会の役割を担い、新たな計画を策定します。

1 新得町成年後見制度利用促進基本計画

新得町成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第14条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」(成年後見制度利用促進基本計画)として位置付け、以下の施策に取り組みます。

| 成年後見制度促進についての基本的な考え方及び具体的な目標

【基本的な考え方】

新得町において、加齢や障がい等により、判断能力が十分ではない者が成年後見制度を円滑に利用できるように支援体制を整備するとともに、これらの者の権利が護られ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる共生社会の実現を目指します。

【基本方針】

平成28年度に施行された、「成年後見制度利用促進法」(以下「促進法」)に基づき、各自治体では平成29年から5年間で「成年後見制度利用促進計画」(以下「基本計画」)を立案し、その計画にそって住民に対する権利擁護の体制を整備しなければなりません。

新得町でも平成30年4月より「基本計画」の策定と体制整備に向けた新たな取り組みを始めました。

以下新得町の「基本計画」における基本的な方針を示します。

- 1) 促進法の主旨に則り、成年後見制度の周知及び普及に取り組みます。
- 2) 地域住民の支え合いの観点から、市民後見人の養成と組織化に取り組みます。
- 3) 中核機関(権利擁護センター的機能)の設置や、既存の福祉と医療の関係機関を再編し権利 擁護に関する地域連携ネットワークを構築します。
- 4) 判断能力が十分ではない方に対する意思決定支援に積極的に取り組みます。
- 5)後見人等の不正防止に対する取り組みを徹底致します。

Ⅱ.新得町の現状と権利擁護事業の推進

① 新得町における成年後見制度利用者数

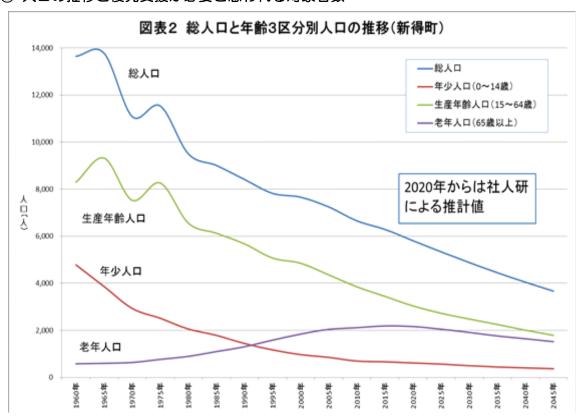
成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査より(道実施調査)

【各年10月1日現在】

	後 見	補助	補佐	任意後見	計
H30年度	7	3	1	1	12
R 1 年度	7	5	1	1	14
R 2年度	10	5	1	1	17

(札幌高等裁判所照会資料より)

② 人口の推移と後見支援が必要と思われる対象者数



③ 成年後見制度潜在的利用者推定数

総人口の1%

令和2年度	令和7年度
58人	54人

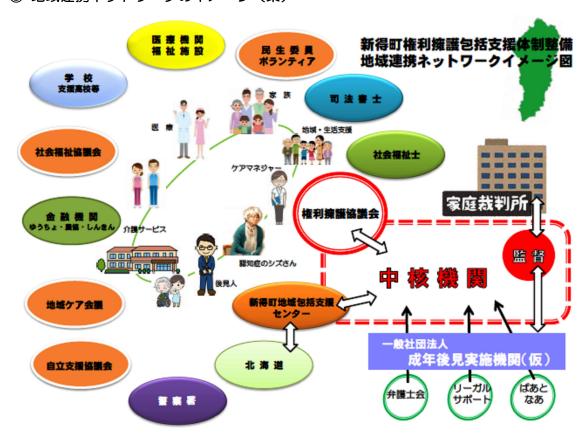
(日本成年後見法学会 新井誠氏による試算より)

④ これまでの取り組み

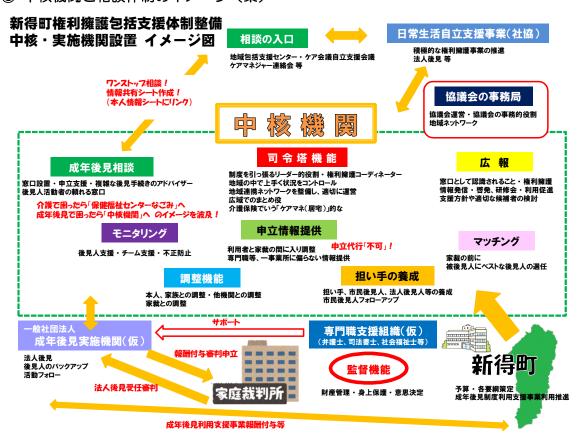
新得町では、加齢や障がい等により、判断能力の低下が疑われる住民の尊厳、意思決定、財産管理、身上保護に寄与するネットワーク体制の構築を推進するため、平成30年4月に権利擁護包括支援体制整備事業をスタートさせ、その事業を推進するため権利擁護事業コーディネータとして、NPO法人地域福祉支援センターちいさな手に委託しました。

同年6月に、権利擁護コーディネーターを含め、町内の司法書士、社会福祉士、社会福祉協議会、行政8人からなる新得町権利擁護包括支援体制協議会を設置し、広報、啓発活動、人材養成(市民後見人の養成)成年後見制度利用を促進するための中核機関の設置等について、地域の実情に応じた権利擁護の将来像を膨らませ共有してきました。

⑤ 地域連携ネットワークのイメージ(案)



⑥ 中核機関と相談体制のイメージ(案)



⑦ 担い手の育成(市民後見人の養成等)

権利擁護の担い手として地域資源を熟知した市民後見人の養成に継続して取り組み、その後の活躍できる場の推進を図ります。

⑧ 不正防止の徹底

不正事案の発生を未然に抑止するためにも、権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築の推進を図ります。

Ⅲ、新得町の成年後見制度を取り巻く現状

- ①新得町権利擁護包括支援整備事業学習会でのアンケートより
- (1)調査対象者

平成31年2月5日、平成31年5月28日学習会参加者 137人

(2) アンケート結果

≪設 問≫ 判断能力がおとろえたら成年後見制度を使ってみたいと思いますか。 「使ってみたい」107人 「使ってみたいと思わない」13人 「未回答」17人

- ②令和元年度新得町市民後見人養成講座受講者アンケートより
- (1)調査対象者受講者数 26人

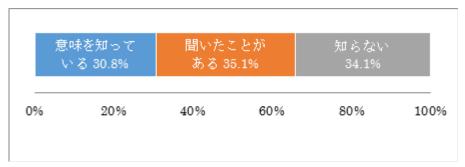
(2) アンケート結果

≪設 問≫ 近くに成年後見制度を利用した方がいいと思う方はいますか。 「いる」13人 「いない」5人 「わからない」8人

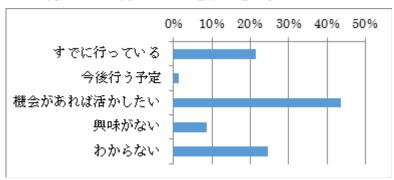
2 町民アンケート集計結果

第8期総合計画町民アンケート集計結果(福祉関係抜粋) 令和2年2月実施 調査票数 1,000部 回収数 333部 回収率 33.3%

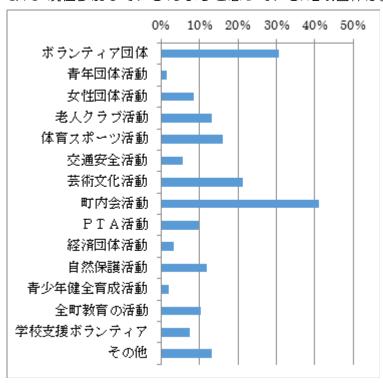
Q14 今後の町づくりには、町民と行政の協働が必要不可欠ですが、「協働」について知っていますか。



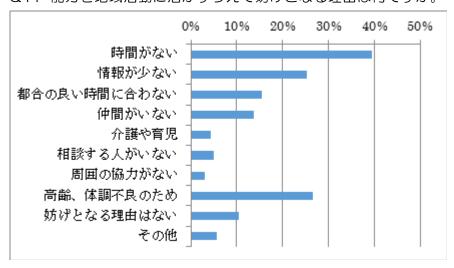
Q15 持っている能力を地域活動に活かすことについて



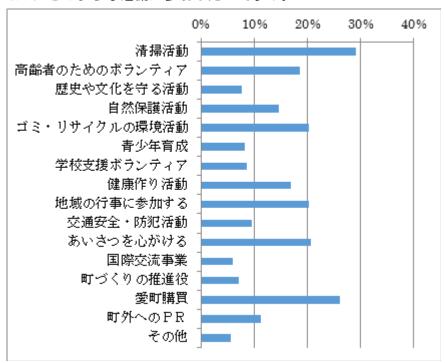
Q16 現在参加している(しようと思っている)地域団体は。



Q17 能力を地域活動に活かすうえで妨げとなる理由は何ですか。



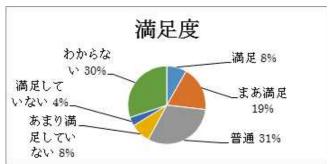
Q18 どのような活動に参加したいですか。

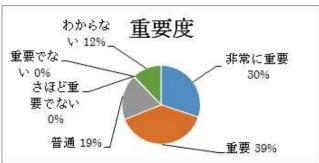


【福祉について】

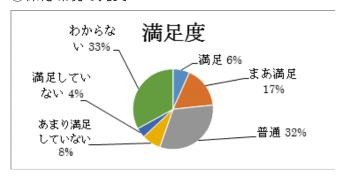
Q25 福祉分野において取り組んでいる施策について満足度と重要度をお答えください。

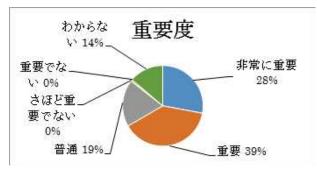
①子育て支援のための制度や体制・施設の充実



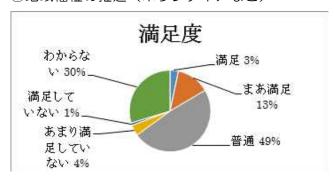


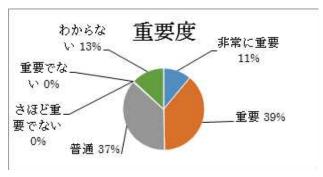
②保育環境の充実



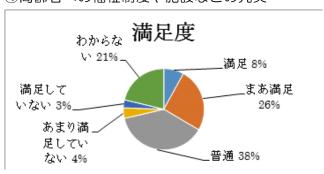


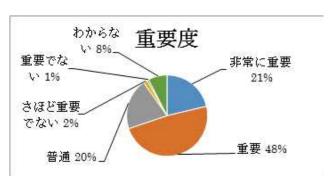
③地域福祉の推進(ボランティアなど)



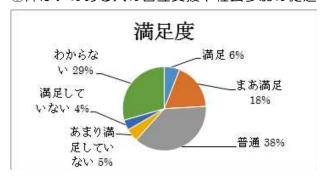


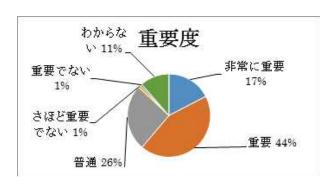
④高齢者への福祉制度や施設などの充実



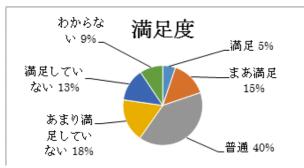


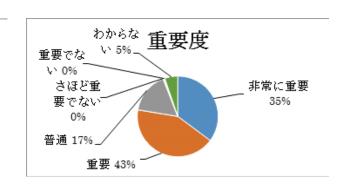
⑤障がいのある人の自立支援や社会参加の促進



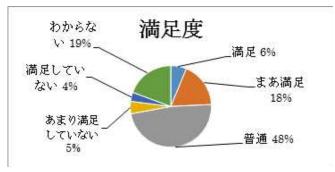


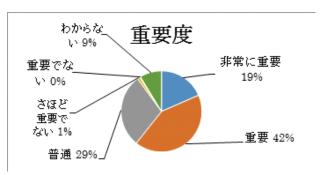
⑥保健・医療の充実



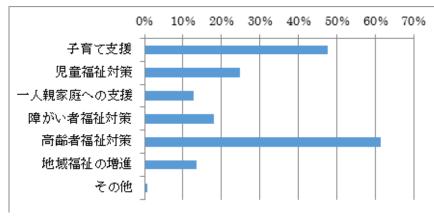


⑦健康推進事業の充実

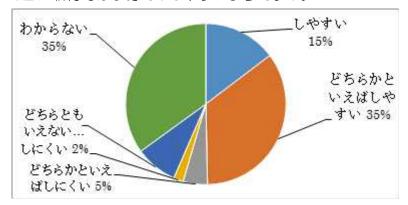




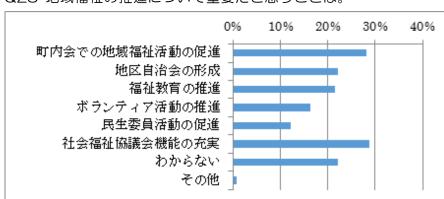
Q26 福祉対策について、何を重点に望みますか。



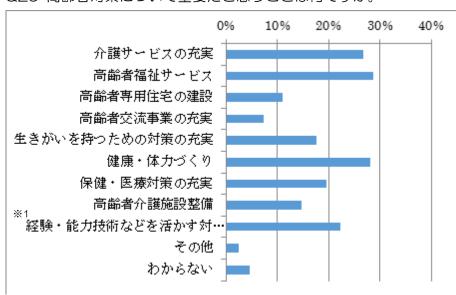
Q27 新得町は子育てがしやすいまちですか。



Q28 地域福祉の推進について重要だと思うことは。

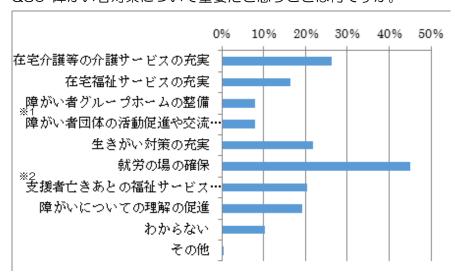


Q29 高齢者対策について重要だと思うことは何ですか。



※1 経験・能力技術などを活かす対策の充実

Q30 障がい者対策について重要だと思うことは何ですか。



- ※1 障がい者団体の活動促進や交流事業の充実
- ※2 支援者亡きあとの福祉サービスの利用援助・日常的な金銭管理支援

3 策定委員会メンバー

新得町地域福祉計画策定委員(町づくり推進協議会保健福祉部会)名簿

	氏	名			所属等
委 員 長 (部会長)		御幸	直	美	厚生協会 やすらぎ荘
副 委 員 長 (副部会長)		中野	好	和	民生委員
委	油	足立	尚	紀	十勝総合振興局 新得地域保健支所
素	員	倉 科	辰	男	新得高等支援学校
素安	御	西間木	公	孝	— 般
委	細	±ш	美原	惠子	— 般
素安	₽ P	貴戸	愛	Ξ	町議会
事	務 局	保健福祉	 业課		

新得町役場保健福祉課

〒081-0013 北海道上川郡新得町3条南3丁目5番地

TEL: 0156-64-0533 FAX: 0156-64-0534

E-MAIL: hoken@town.shintoku.hokkaido.jp

令和3年3月